新　旧　対　照　表

【　土木工事共通仕様書　】共通編

改　正　後	現　行	備　考
第１編　共通編 **第１章　総　則** **第１節　総　則** **１－１－１～１－１－４　【　省　略　】** **１－１－５　施工計画書** １　受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の工事においては、記載内容の項目（以下（１）、（３）、（４）、（６）※、（８）、（９））を省略するものとする。※交通規制がある場合を除く。 （１）計画工程表 （２）主要資材 （３）施工方法（主要機械を含む） （４）施工管理計画 （５）緊急時の体制及び対応 （６）交通管理 （７）安全管理 （８）仮設備計画 （９）環境対策 （10）再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 （11）その他 ２　受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。 ただし、前項で記載内容の一部を省略した事項についてはその限りではない。 ３　受注者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 **１－１－６～１－１－29　【　省　略　】**	**第１編　共通編** **第１章　総　則** **第１節　総　則** **１－１－１～１－１－４　【　省　略　】** **１－１－５　施工計画書** １　受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 （１）計画工程表 （２）主要資材 （３）施工方法（主要機械を含む） （４）施工管理計画 （５）緊急時の体制及び対応 （６）交通管理 （７）安全管理 （８）仮設備計画 （９）環境対策 （10）再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 （11）その他 ２　受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。 ３　受注者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 **１－１－６～１－１－29　【　省　略　】**	工事書類の簡素化拡大に伴う改正

新　旧　対　照　表

【　土木工事共通仕様書　】共通編

改　正　後	現　行	備　考
１－１－30　履行報告 受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、契約の履行状況について監督員に適宜連絡するものとする。	１－１－30　履行報告 受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、契約の履行状況について別に定める様式により監督員に報告するものとする。	工事書類の簡素化拡大に伴う改正 毎月の履行報告書の提出を廃止とし、段階確認時などに履行状況を 適宜連絡することとする（例：段階確認申出書に記載）
１－１－31　～　１－１－50【　省　略　】	１－１－31　～　１－１－50【　省　略　】	
１－１－51　電子納品 １　受注者は、電子納品については、「富山県電子納品運用ガイドライン（案）」に基づいて行うものとする。 ２　電子成果品は、電子媒体（ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒ）で１部提出する。 ３　電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。 ４　その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受注者及び発注者で協議のうえ、決定する。	１－１－51　電子納品 １　受注者は、電子納品については、「富山県電子納品運用ガイドライン（案）」に基づいて行うものとする。 ２　電子成果品は、電子媒体（ＣＤ－ＲもしくはＤＶＤ－Ｒ）で２部提出する。 ３　電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。 ４　その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受注者及び発注者で協議のうえ、決定する。	工事書類の簡素化拡大に伴う改正。 電子納品運用ガイドライン改正に伴うもの。
１－１－52　～　１－１－54【　省　略　】	１－１－52　～　１－１－54【　省　略　】	
第２章　　材　　料	第２章　　材　　料	
第１節　～　第13節　【省略】	第１節　～　第13節　【省略】	